

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井 正 吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社ぐ りーん	大和郡山市美濃 庄町七三三一 上野テナント	ぐりーん田 原本支店	磯城郡田原本 町大字三笠一 六六	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 六年十一 月三十日